

# 分別ポスター作成のポイント

## POINT1 カラー刷りでイラストなどをふんだんに使う

ポスターを掲示しても気が付いてもらえなかったら意味がありません。

したがって、一目で気を引くポスターにすることが重要です。

カラー刷りにして、イラストなどを載せると誰もが分かりやすいポスターになります。

経済産業省が提供しているフリーイラストなどを活用すると素敵なポスターが作成できます。

→経済産業省 ごみイラスト素材集：<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>

## POINT2 あえて「燃えるごみ（可燃ごみ）」・「燃えないごみ（不燃ごみ）」の表記をしない

家庭ごみの分別方法は、自治体によって異なります。そのため、何が「燃えるごみ」で何が「燃えないごみ」かは、住んでいる地域によって人それぞれ認識が変わってきます。

しかし、事業系ごみは、産業廃棄物として捨てるべきものが法令で定められており、特に廃プラスチック類については、23区の家庭ごみで「燃えるごみ」に分類していることから、誤認して捨てがちです（事業活動に伴い排出される廃プラスチック類は、産業廃棄物です。）。

このことから、あえて「燃えるごみ」・「燃えないごみ」の表示でなく「紙ごみ」「ビニール・プラスチックごみ」などと表記するのも、正しい分別を促す一つの手段です。

## POINT3 ごみの細かい品目を例示する

廃棄物処理法上では、廃棄物について、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、それぞれ細かく定義されていますが、一般の方が理解するのは難しいものです。しかし、法律を正しく理解しなくとも、分別ポスターに何をどのように捨てたらいいのか表示されていれば、適正な分別を促すことができます。

さらに、捨て方の細かい指示（例えば、「生ごみは水をよく切ること」など）を入れておくと、より衛生かつ安全にごみの処理ができます。

## POINT4 処理単価を記載する

東京23区では家庭ごみを原則無料で収集しているためか、ごみを捨てるのにお金がかかるということは案外認識されていません。

廃棄物処理の業務に携わったことがある人にとっては当たり前のことかもしれませんが、職場のコスト意識を高めるために処理費用を記載するのは有効です。当然、ごみ量が減ればコストが削減されますし、結果的に、環境負荷の低減（CO<sub>2</sub>など）や自治体財政の負担軽減（※）にも貢献することになります。

※清掃工場などのごみ処理施設は、多くの税金によって管理運営されています。

## POINT5 捨て方に迷ったら誰に聞けばよいか分かるようにする

それぞれの事業所における廃棄物の取りまとめをしている部署を明示しておく、捨て方に困った時に担当部署へ連絡がくるようになります。

同時に、ごみについて誰が責任を持つのか明らかにすれば、捨てる側もいい加減に捨てることはしなくなりますし、管理する側も責任を自覚するようになります。

もちろん、廃棄物管理責任者でも、ごみの捨て方に迷う場合は、契約している廃棄物処理業者に相談していただくか、区役所の下記までお問い合わせください。

## POINT6 ごみの処理方法も載せる（上級）

ごみはごみ箱に入れたらおしまい、という認識では正しい分別方法が浸透しません。

捨てられたごみその後どのような処理がなされるのか、ということを知るといい加減なごみの出し方はできなくなります。

特に古紙や資源ごみについては、リサイクルに適さない不純物を取り除くのに多くの手間がかかります（最終的にリサイクル工場の作業員が手作業で分別することもあります。）。

紙面に余裕があれば、捨てられたごみの「その後」も載せると、ごみ処理への関心が高まります。

問合せ先

北区生活環境部北区清掃事務所事業管理係

事業系排出指導担当：03-3913-3077（直通）